

成隣小学校「いじめ防止基本方針」＜概案＞

H28.4.

いじめ対策委員会＝生活指導部

1. いじめの定義

いじめとは、「いじめ」とは、本校の児童・生徒に対し、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、これらの行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめを発見する（いじめやいじめが疑われる事例とその基本的対応）

※学期に1回のアンケートや、調査では見逃されてしまっても不思議はない！

・・・だから、複数の目で発見する！子供・家庭・地域とのコミュニケーションを大切にする！

＜事例＞

＜対応＞

「暴力を伴うもの」

殴られたり、蹴られたりする。

腕を捻られたり、つねられたりする。

ものを当てられたり、近くに投げつけられたりする。

足をかけて倒される。

扉を閉めて教室から閉め出される（閉じ込められる）。・・・判断付かなくてもハウレンソウ。

プロレス技をかけられる。

ズボン（パンツ）を下げられたりする。

髪の毛を切られる。

体に落書きされる。

しつこくくすぐられる。

...

「暴力を伴わないもの」

写真や作品に落書きされたり、画鋏を刺されたりする。○管理職に報告。

持ち物を壊されたり、落書きされたりする

○全体に指導。

持ち物を隠されたり、ゴミ箱に捨てられたりする

掃除の際、その子の机だけ運ばれない。

○その場で指導。

仲間外れにされる。仲間に入れてもらえない。

○本人にも原因があると思っても

班の活動や給食の際、机を離される。

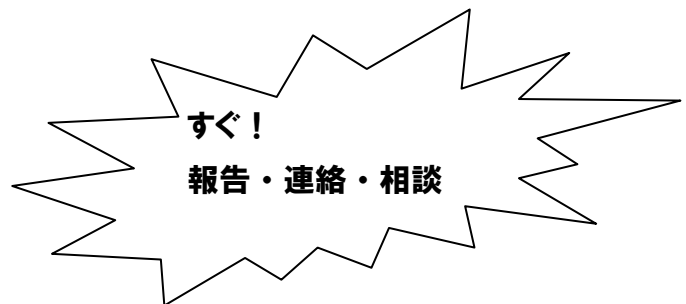
ハウレンソウ。

バスの座席、遠足の弁当の場所などがなかなか決まらない。ぽつんと一人でいる。

その子の発言中に限って、笑い声が起こったり、馬鹿にした発言があったりする。

休み時間に一人でいることが多い。図書室で読書をしている。一緒に帰る人がいない。

悪口や陰口を言われる ...



3. 組織で対応

- (1) 学校いじめ対策委員会＝生活指導部（窓口・生活指導主任）＋管理職
- (2) 拡大 〃 ＝生活指導部＋管理職＋主幹＋養護＋SC＋担任＋学年

4. いじめを見つけたら→対策会議「すぐ対応！」

- 事実確認・情報収集→市教委報告、全教職員での共通理解
- 指導方針・指導体制の確立→保護者・関係機関との連携
 - ・被害児童の安全の確保、不安の除去、寄り添い支える体制、自尊感情を高める。
 - ・加害児童に行為の責任の自覚をさせる。別室での指導等。いじめの背景に目を向けた指導。
- 指導、対応の継続・経過観察
 - 短期対応→中期対応（数日～数ヶ月）→長期対応（数ヶ月～数年・中学校へ）

5. いじめの未然防止

1. 学校全体で…

- (1) 全教職員でアンテナを！
- (2) 児童・保護者・地域から広く情報収集
- (3) 日常からの防止策
 - ①お互いを尊重する呼称「くん・さん」付け
 - ②道徳授業の充実→日常生活へ
 - ③「どの先生にも相談できる」雰囲気づくり
 - ④SCとの連携
 - ⑤「学級満足度調査」「5年生全員面談」の活用

2. 各学級で…

- (1) 児童一人一人とのコミュニケーション・具体的な手立てを！
- (2) 児童・家庭との日常的な情報共有 例：学級通信・日記など